

令和2年5月26日

取り扱い注意		
解禁	新聞	5月27日(水)朝刊

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

＜国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料＞  
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方  
などについて保険料の減免制度を開始します

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入している世帯が新型コロナウイルス感染症の影響により収入の大幅な減少が見込まれる場合などに、申請により保険料を減免する制度を開始します。なお、この内容は豊橋市などと同時に記者発表しています。

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
減免の主な要件	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が減少し、次の条件すべてに該当する世帯 ・事業収入等のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少 ・前年の合計所得金額が1,000万円以下（介護保険は所得制限なし） ・減少すると見込まれる事業収入等以外の所得が400万円以下		
減免額	① 全額 ② 2～10割（前年の合計所得金額による）		
減免の対象期間	納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日のもの		
受付開始日	6月1日（月）		6月1日（月）
申請方法	1 HP、電話等で詳細を確認 2 申請書を入手（HP又は郵送で取り寄せ） 3 申請書を記入し、添付書類を添えて郵送（窓口を持参も可）	決定次第HP等で公表します	1 HP、電話等で詳細を確認 2 申請書を入手（HP又は郵送で取り寄せ） 3 申請書を記入し、添付書類を添えて郵送（窓口を持参も可）



申請・お問い合わせ先	保険年金課 国保保険料係 電話 (89-2118)	愛知県後期高齢者 広域連合 【豊川窓口】 保険年金課 福祉医療係 電話 (89-2164)	東三河広域連合 介護保険課 【豊川窓口】 介護高齢課 介護保険係 電話 (89-2173)
------------	---------------------------------	--	--

※ 減免には審査があります。

※ 人と人との接触を減らすため、郵送での手続きを推奨しています。

【お問合せ先】

保険年金課 鈴木・福田 TEL:0533-89-2118

Eメール: hokennenkin@city.toyokawa.lg.jp

介護高齢課 中尾・井野 TEL:0533-89-2173

Eメール: kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp